GeoRhizome
株式会社ジオリゾーム

土壌汚染調査ガイドブック

義務調査

GUIDE BOOK

はじまりに
それぞれに抱えておられる土壌汚染問題を解決する一助となることを願って、できるだけ分かりやく書かせて頂くことを心がけておりますが、何分専門用語などが多くなりがちです。分かりにくい点などお気軽にご質問お待ちしております。
また、義務調査に該当するのか？や、必要な調査内容は、個々の条件によって変わりますので、ご不明な点もお気軽にご相談ください。

2023©Georhizome Co,.Ltd.

こんにちは、つっちーです。この冊子をお手に取って頂きありがとうございます！
特に専門用語が多くなりがちな義務調査ですが、ご一緒に１つ１つ確認していければと思います。

土壌汚染対策法の調査義務が発生するのはいつ？

着目ポイント①有害物質使用の特定施設

まず、**水質汚濁防止法、下水道法に基づいて「特定施設」を役所へ届け出ている工場や事業所の方**に関係する内容を確認していきます。

様式第１（第３条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年　月　日

●●●●市長　あて

届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

担当者　所属　　氏名

電話番号（　　）　－　　郵便番号　　－

水質汚濁防止法第５条第１項、第２項又は第３項（第６条第１項又は第２項、第７条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年　月　日

様式第六（第八条関係）

特　定　施　設　設　置　届　出　書

令和　年　月　日

●　●　●　●　●　殿

申請者

住　所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	

✔法3条1項　有害物質使用の特定施設の廃止時

特定施設の届出をされていて、かつ、土壌汚染対策法で定められている特定有害物質を使用している工場では、**特定施設の使用を廃止する際には必ず調査が必要**になります。

確認ポイント

- ✔**特定施設の届出**を出している。
- ✔**特定有害物質または特定有害物質を含む物質**を**使用、処理または保管**している。
- ✔**工場、または、その特定施設を廃止**しようとしている。

特定有害物質の一覧は、https://www.georhizome.co.jp/soil_contamination/hazardous-substances/type-standard-value/ をご確認ください。

３つのポイント全てに該当する方は、土壌汚染調査が必要になりますが、特定施設は廃止するが工場の操業はそのまま続けるなど、**廃止後の工場の使用用途によっては、調査の猶予が可能**です。

✔調査義務が一時的に猶予されるケース(例)

引き続き工場又は事業所の敷地として利用されること

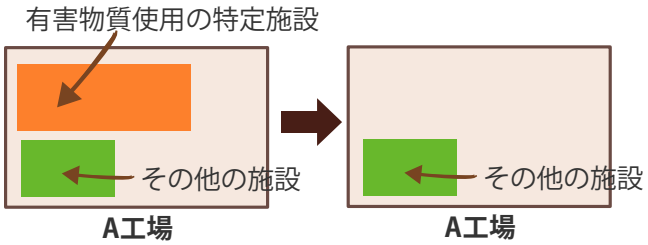

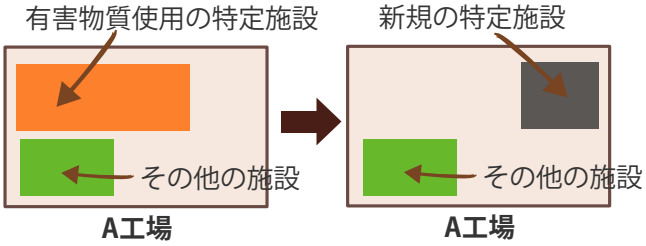

2023©Georhizome Co,.Ltd.

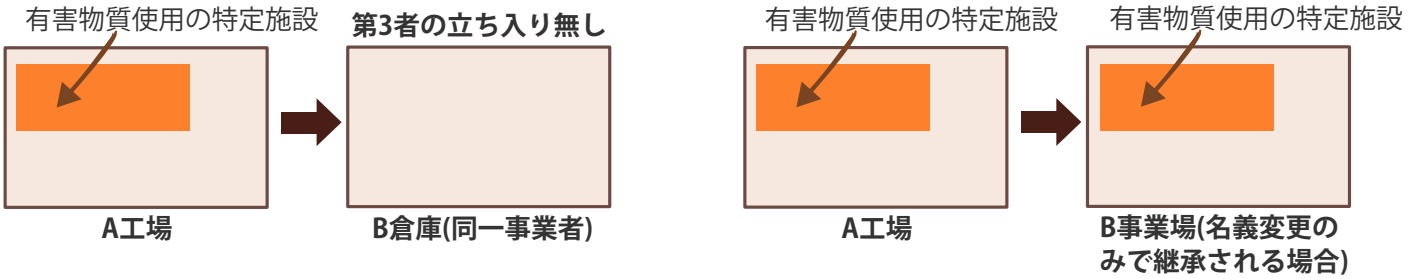

法3条7,8項　調査猶予中の土地を改変する

H31年4月に新たに施行された内容です。上で紹介した**調査猶予中の土地**で**900㎡以上の土地を形質変更**(建物の増改築など)をする場合に、**掘削等をする範囲の調査**をする必要があります。

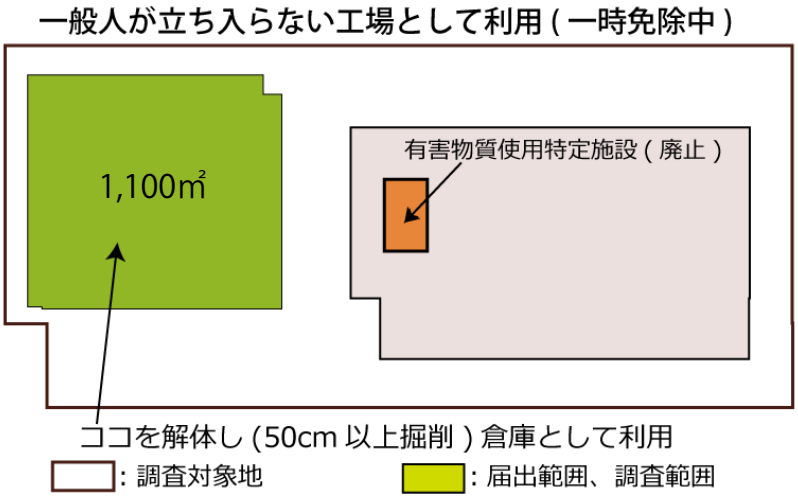

確認ポイント

- ✔**土壌汚染調査を猶予中の土地**である。
- ✔**900㎡以上の土地の形質変更**をする。

「第一項ただし書の確認に係る土地」で、
調査の猶予を受けている土地をお持ちの方はご注意ください！

法4条3項　稼働中の工場で土地改変をする

H31年4月に新たに施行された内容です。稼働中の事業場で、900㎡以上の土地の形質変更(建物の増改築など)をする場合は、掘削等をする形質変更範囲の土壌汚染調査が必要になります。

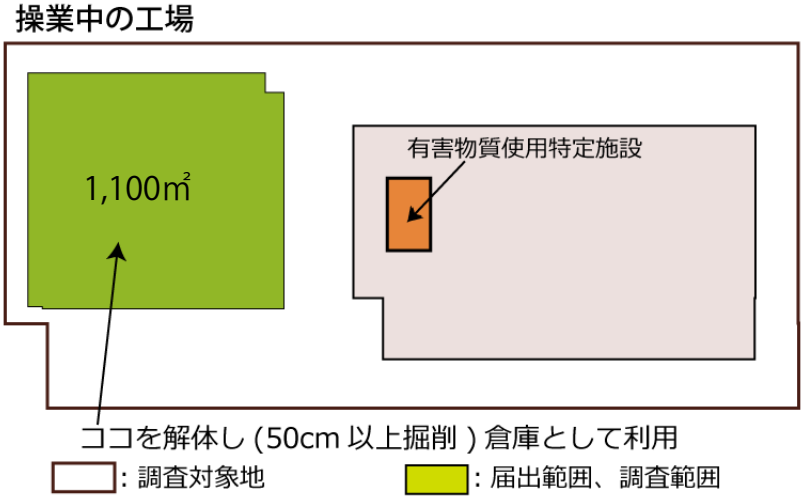

確認ポイント

- ✔**特定施設の届出**を出している。
- ✔**特定有害物質または特定有害物質を含む物質**を**使用、処理または保管**している。
- ✔**900㎡以上の土地の形質変更**をする。

2023©Georhizome Co,.Ltd.

ここまでが、「特定有害物質の使用等のある特定施設」に関わる調査契機でした。
続いては、こちらも調査契機として多い「3,000㎡以上の土地の形質変更」です。

着目ポイント②3,000㎡以上の土地の形質変更

法4条1, 2項 3,000㎡以上の土地の形質変更

3,000㎡以上の土地の形質変更で、**掘削する面積＋盛り土する面積≧3,000㎡の場合**、都道府県知事への届出が必要になります。
そして、都道府県知事が調査の必要性を判断します。対象地に汚染のおそれがあると判断された場合には調査命令が出て、必ず土壌採取調査が必要になります。

盛り土をする面積 + 掘削をする面積 ≧ 3,000㎡

の土地が対象になります。

確認ポイント

- ✔ **3,000m以上の土地の改変**をする(解体、開発など)
- ✔ 都道府県知事への届出が必要です。
- ✔ 都道府県知事が調査の必要性を判断(30日かかります)
- ✔ 調査が必要と判断された場合は、土壌汚染調査(地歴調査＋土壌採取調査)が必要です。

都道府県知事が調査の必要性を判断します(第4条1項での届出の場合)が、判断に30日かかりそこから調査必要と判断された場合は地歴調査スタートとなります。ですので、事前に土壌汚染調査(地歴調査と土壌採取)を実施して届出の時に合わせて提出が可能になっています(第4条2項)。

その他

法5条 調査命令

滅多に発令されることはにありませんが、都道府県から土壌汚染調査の命令がでた場合には、必ず調査が必要になります。

法14条 自主調査の報告

自主的に調査した結果を、都道府県知事に報告することが出来ます。
汚染がある場合に報告することで、対象地を指定区域に指定してもらうことが可能ではあります。
指定区域は公表されますので、十二分にご検討されたうえで報告されることを当社ではお勧めしております。

2023©Georhizome Co,.Ltd.

ここまで、調査が発生する契機について確認していきました。
たくさんの契機がありましたが、実際に調査するときは、どんな流れになるんでしょうか？？

義務調査の流れ

届出のパターンは色々ですが、調査命令が出た場合には**どのパターンも調査①と調査②が必要**になります。
※調査①の結果で、汚染の可能性が全く無い場合は①のみ。
※条例でさらに調査契機がある都道府県等も、基本的には同様の流れとなります。

- 有害物質使用特定施設の廃止時（法第3条1項）
- 特定施設の900㎡以上の土地の形質変更
  - 調査猶予中（法3条7項8項）
  - 操業中（法4条1項）
- 3000㎡以上の土地の形質変更時（法第4条1項）

役所へ廃止届の提出 → 調査命令

形質変更の届出 → 調査命令

解体申請や形質変更の届出 → 都道府県知事が対象地の汚染のおそれを判断
※30日間かかります。期間短縮のため、下の調査①②をしてからの届出も認められています。

- おそれあり → 調査命令
- おそれなし → 調査なし

調査①　資料での調査

地歴調査(ヒアリング調査や、登記簿、住宅地図、空中写真等の書類を収集し、土地の履歴等を調べて、対象地の汚染の可能性や過去に使用された汚染物質を調査します。)

↓

調査対象物質の選定・対象地の汚染のおそれの区分の分類

※調査①の結果、その土地で、汚染物質の使用などが全く無い場合は、調査②はせずに汚染無しとなります。

調査②汚染の表面的広がりを調べる

表層土壌調査(土壌表面～50cmの土を採取・分析)

- 基準値超過 → ↓
- 基準値未満 → 調査報告書を行政に提出して終了 → 区域指定なし

2023©Georhizome Co,.Ltd.

基準値超過

調査③　汚染の深さを調べる

詳細調査
(調査②で汚染が確認された地点について、10mのボーリング調査をして、汚染の深さを調べます。)
※省略することもあります。

人への健康被害が生じるおそれ

なし

あり

要措置区域

汚染除去以外の措置

汚染除去

形質変更時要届出区域

汚染除去

指定解除

※「要措置区域」というのは、このままの状態では、周囲の人に健康被害が出てしまうおそれがあるので、何かしらの対策が求められます。(例：地下水の浄化や被覆など)

「形質変更時要届出区域」というのは、このままでも健康被害は出ないので、土地を掘削するとき等は届出て、汚染の広がらない工法で掘削等する必要があります。

ここまで、義務調査の流れを見てきましたが、
義務調査ってどうなんですか？気をつけておくポイントとかありますか？

義務調査で気をつけておくポイント。自主調査となにが違う？

着目ポイント①全ての調査を行政に確認を取りながら進める

当たり前ではあるのですが、最後に行政に報告しますので、計画の段階から行政と共通認識になるよう確認を取りながら進めます。**行政へ1つ1つ確認を取っていく時間が必要**になります(行政によって様々ですが、**1つ1つの調査計画の確認に1ヶ月程度～。1つ1つの調査報告書を確認してもらう時間も必要**です。)。

自主調査であっても、実施する調査は基本的に同じで「調査①、調査②、調査③、(汚染が出た場合は対策)」全て土壌汚染対策法に則った形で進めます。しかしながら、自主調査の場合は①を簡易にして②を詳しく調査するなど、ケースに合わせてカスタマイズ出来ますが、義務調査はそれが出来ません。基本的に、全てをフルスペックで実施する必要があります。

調査①地歴調査

調査②表層調査

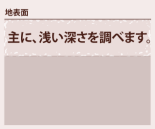

調査③詳細調査

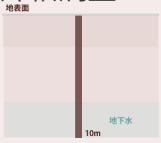

浄化・対策

着目ポイント②汚染があった場合に区域指定される。

自主調査と大きく違うことは、義務調査は**汚染があった場合には、「要措置区域」もしくは「形質変更時要届出区域」に区域指定**されます。

土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域

土壌汚染対策法第６条第１項に基づく要措置区域及び第11条第１項に基づく形質変更時要届出区域の指定状況は以下のとおりです。

○全国の要措置区域等の現在の指定件数

要措置区域	273
形質変更時要届出区域	3356

契機	件数
●法第3条	1076
●法第4条	650
●法第5条（旧第4条）	3

区域指定されると、場所や汚染されている物質は環境省や県市の**WEB上で公開**されます。
加えて、「建物を解体したい、土を掘削して新しい建物を建てたい」と**工事をするときに、土壌汚染対策法に書かれている工法を守って、かつ毎回行政に届出をして実施をする必要**があります。

全ての工事が全くできない、という訳ではありませんが、ルールに縛られた中で工事を計画して実施していく必要が出てきます。

特に、特定有害物質を工場で使われていた場合には、汚染が確認される可能性も高まりますので、猶予等も含めよくご検討、もしくは事前確認などされてから義務調査へと進まれることをお勧めさせて頂くこともあります。

最後に

調査①地歴調査、調査②表層土壌調査、調査③詳細調査、対策がどんなものなのか、もっと詳しくお知りになりたい方は、こちらの資料をご覧下さい。

https://www.georhizome.co.jp/data/dojyo_nagare.pdf

調査にかかる期間は、**調査自体にかかる期間に加えて、調査計画の確認を行政が行なう期間(約1ヶ月～)、調査報告書を確認する期間(約1ヶ月～)がそれぞれの調査にかかります**ので、余裕をもってご計画頂くことが必要です。

また、調査後に汚染除去工事など対策をすぐしたい、と思っても区域指定されてからでないと対策工事が出来ず、**区域指定には報告書提出から2ヶ月程度期間がかかります**のでご注意ください。

調査費用についてですが、**特定有害物質を使用されている種類とその数、面積によって、全く変わってしまいます**。申し訳ありませんが、担当者まで個別にお尋ねいただきましたら回答させていただきますので、お気軽にご相談ください。

ここまで読んで頂きありがとうございます！
ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

東京 **03-5606-4470** 大阪 **06-6381-4000**

https://www.georhizome.co.jp/inquiry/

法令
訴訟案件
対応

調査実績
4800件

お困りごとの
ご相談
大歓迎です。

最後に、少し当社の会社紹介をさせていただきます。

ジオリゾームの強み

ジオリゾームは、土壌汚染調査管理技術者を有する指定調査機関です。
環境省指定調査機関　2003-8-2031

1 調査・浄化実績4,800件

土壌汚染についての法が整備されていない時代から
土壌汚染調査・浄化を行ってきた環境省指定調査機関です。
法・条例に基づいた調査や、土地売買時の自主的な調査は
もちろん、競売や裁判の係争案件に関わる調査も対応しています。

2 知識と経験を活かしたフレキシブルな対応

「他では断られたんだけど」と様々なお問い合わせを頂き、法律を遵守した、出来るだけご要望に沿う調査をご提案してきました。ジオリゾームは、お客様と一緒に悩み、どんな案件でも誠意をもって応えます。

3 信頼の調査品質・技術＆高い顧客満足度

調査の際には、物理的・化学的な乱れが最小限しか生じない機材、
ツールを使用。営業中、狭い土地での調査も得意としております。
自社スタッフが現場対応～報告書作成まで行うので、スピーディ＆柔軟。
毎年実施のお客様アンケートでは、満足度９８％の評価を頂きました。

● 豊富な法条例対応件数

法令案件対応数が、R3年度27件、R2年度14件、R1年度28件と3年間で60件以上対応。
調査の計画の立案、行政協議、施工についても効率的に進めていけます。
参考：他社平均　1.95件/件　R2年の全国の法令調査件数/全国の調査会社数
当社の調査対応件数は、 https://www.georhizome.co.jp/designated-institution/
をご覧ください。

● 多業種での大規模案件の対応

多業種での3000㎡を越える法4条関連の調査に対応しています。
(地歴のみでなく、土壌採取調査を伴うものも数多く対応しております。)
小学校、高専・大学、病院、コンクリート工場、自動車整備工場、皮なめし工場　他

● 絞込調査など、リスクとトータルコスト減

土壌汚染が確認された場合でも、ケースに応じて深度絞込みや平面的な範囲の絞込調査を行うことで、浄化コストを下げるなど、トータルコストを低減する調査を得意としております。物質にもよりますが、自主調査に限らず法条例案件でも絞込調査をご提案・実施しております。

2023©Georhizome Co,.Ltd.

会社概要

人々がいきいき暮らす
美しい街を創りたい。

会社名	株式会社ジオリゾーム
設立	1993年8月24日
資本金	2,000万円
代表者	代表取締役　井上　利一

指定調査機関情報

指定番号　環境省指定調査機関　2003-8-2031
土壌汚染調査の従事技術者数　８名　　土壌汚染調査技術管理者：3名
土壌環境リスク管理者：2名 他

事業所

大阪営業所／大阪府吹田市内本町1－1－21
TEL　06-6381-4000　FAX　06-6381-3999
東京営業所／東京都江東区東陽5－28－1　アライマンション102号
TEL　03-5606-4470　FAX　03-5606-4430

沿革

1993年　8月　株式会社テレ･ワーク設立　　代表取締役　井上順一
1995年　12月　井上利一　代表取締役就任
2000年　4月　土壌環境調査へ参入
2002年　4月　新規住宅地の無電柱化を開始
2003年　4月　大阪営業所開設
2004年　12月　ISO14001認証取得
2005年　6月　東京営業所開設
2007年　4月　「株式会社ジオリゾーム」に社名変更
2010年　1月　太陽光発電普及事業へ参入